

宮ろう協 第 号

平成 23 年 5 月 3 日

宮城県知事
村井 嘉浩 様

社団法人 宮城県ろうあ協会
会長 小泉 正壽



聴覚障害被災者の復興支援への要望書（緊急）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、聴覚障害者の社会参加に温かいご支援とご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたびの東日本大震災によって被災した県内の聴覚障害者が一刻も早く震災前の生活に戻れることを願い、下記の通り要望申し上げます。

記

1. 宮城県に聴覚障害者情報提供施設を設立してください。
2. 宮城県内沿岸地域の市町に正職員として手話通訳士（者）を設置するよう助言や働きかけを行ってください。
3. ろうあ者相談員の派遣追加を要請してください。

1. 宮城県に聴覚障害者情報提供施設を設立してください。

聴覚障害者情報提供施設は、現在国内に 37箇所あり、各県内の聴覚障害者福祉の向上をめざすためになくてはならない存在です。ご存知のようにコミュニケーション支援事業（手話通訳者養成・派遣事業、派遣コーディネートなど）や相談事業（ろうあ者相談）、災害時等情報提供ネットワーク構築支援事業など、聴覚障害者の社会参加を促進し、かつ人権を保障するさまざまな機能が備わっています。とりわけ、今回のような緊急災害時における本部機能を有し、障害の特性に配慮した専門的技術や知識、支援の力を有する拠点です。緊急災害時の災害・避難・救援情報の発信、避難所などのコミュニケーション保障の支援体制整備、福祉避難所としての役割など、必要かつ迅速な支援をするための救援態勢が整っています。

このたびの東日本大震災を受けて、当協会では「聴覚障害者救援宮城本部」を立ち上げました。聴覚障害被災者が一日も早く震災前の生活に戻れるよう全力を尽くしていますが、即席で作り上げた組織と常日頃から必要な機能を備えている聴覚障害者情報提供施設とでは、情報管理や連携などあらゆる面で格差があります。

今回未曾有の災害に遭ったことで、他県の聴覚障害者情報提供施設の組織に学び、同施設役員・職員のアドバイスを受け、その設立の重要性を痛切に感じました。平成 11 年から本案件に係る要望書を再三再四提出してきましたが、今回ほど身に迫って必要性を感じたことはございません。緊急災害時的心臓であり、聴覚障害者の心のよりどころである聴覚障害者情報提供施設の県内設立を改めて切望しています。

2. 宮城県内沿岸地域の市町に正職員として手話通訳士（者）を設置するよう助言や働きかけを行ってください。

1) 行政としての責任

行政は住民に聴覚障害者がいることを認識し、聞こえる住民と差別なく対応する責任があります。手話通訳だけでみれば派遣でよいことになりますが、聞こえない住民が来たときにきちんと対応できる体制になっていることが重要です。派遣制度だけであれば聴覚障害者だけが役所へ行く時に手話通訳を待たなければなりません。「手話通訳が来るかどうかを確認しないと役所へ行けない」というのは問題ではないでしょうか。

石巻市、東松島市、多賀城市、名取市、亘理町では、震災 1 カ月後から県外の手話通訳士（者）が臨時で設置され、大きな成果を挙げています。これまでニーズがないと言われていた亘理町では、設置を知った多くの聴覚障害者が役場を訪れるようになりました。設置手話通訳者の必要性が理解され始め、4 月 30 日には福祉課との相談が行われました。今後の動向に期待しています。

聴覚障害者は設置通訳者がいることで、聞こえる住民と対等に社会参加できます。ニーズがないのではなく、埋もれていることをご理解ください。

2) 相談・生活支援としての役割

行政に設置されている手話通訳者は高齢の会員にとって直接話ができる、安心して相談できる相手です。生活困難に対する情報提供や相談、各種申請手続きの支援、情報保障・コミュニケーション保障を行うとともに、地域資源を活用し、保健師やケースワーカーに働きかけていくなどの役割を担っています。

震災後、多くの聴覚障害者は話し相手を求めていました。手話通訳者がいると知ると、1時間でも2時間でも話をしようとします。異常な状況下にある今、自分の言葉が通じる手話通訳者が行政にいるだけで、どれだけ心強いかもしれません。

3) 派遣事業と手話通訳者設置の連携運用

本来、派遣事業は手話通訳者の設置と連携した運用が望ましいです。設置事業を切り離して派遣事業だけを当センターが担う現行のやり方は決して望ましいものではありません。その理由は下記の通りです。

① 派遣コーディネーターが現状を把握しにくい。

ここでいう現状とは「聴覚障害者の抱えている生活問題」「その聴覚障害者が利用できる福祉サービスや地域支援」の状況です。広域であれば聴覚障害者に直接会うことは困難であり、地域資源は身近にいる人でないとなかなか把握できません。

② コミュニケーション支援における相談・調整が実施しにくい。

上記①のように現状把握が難しいと相談・調整に大変な時間と労力を要します。特に複雑な問題をかかえる聴覚障害者の場合はきめ細かい対応が困難となります。

③ ニーズの掘り起しが困難である。

上記①②などから手話通訳で対応できる範囲が限られ、聴覚障害者の生活問題に対する支援としては不十分であり、利用者から潜在的なニーズを拾うことが困難になってきます。

こうした問題は手話通訳者の設置と派遣事業の連携運用がなされることによって飛躍的に改善され、効率的かつ効果的に事業を行い、生活支援をも含め、包括的なコミュニケーション保障の体制をつくることができます。

上記をご理解して頂き、障害者自立支援法 第1章 第2条にある都道府県の責務として、特に東日本大震災による被害の大きかった地域、気仙沼市、南三陸町、女川町、東松島市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町に正職員として手話通訳士（者）を設置し、継続支援できるよう市町自治体へ助言や働きかけを行ってください。

3. ろうあ者相談員の派遣追加を要請してください。

現在、当協会にはろうあ者相談員が2名います。震災後、4月22日から25日にかけて、財団法人全日本ろうあ連盟の協力のもと、社会福祉士 or 精神保健福祉士 or 保健師、看護師、ろうあ者相談員による医療メンタルチームを結成し、47件の相談支援を行ってきました。そのうち少なくとも20件は継続支援を要する案件でした。

対象者が広範囲に分散していることやまだ調査していない地域も含めると、現状の2名では体力的にも精神的にも対応しきれません。震災後は本来の業務に全く手がつけられない状態です。1回目のアセスメントを受け、各市町村福祉課や保健センターと連携しながら、5月中旬からはよりきめ細かな対応を目的とした2回目のアセスメントを実施する予定です。

震災や津波による被害を受けた沿岸地域の聴覚障害被災者の心のケアには、月単位での支援が求められます。次第に落ち着きを取り戻し、今後の生活を考えるようになり、むしろケアが必要なのはこれからです。

聴覚障害被災者の心のケアを行うには、どうしても同じ聴覚障害者であるろうあ者相談員のピアカウンセリングが必要です。

つきましては、ろうあ者相談員の派遣追加を要請していただきたくお願い申し上げます。